

# JRIS 一問一答

一問一答【2010】4号

2010年3月9日

日綜（上海）投資コンサルティング有限公司

副総経理 吳明憲

E-mail: [meiken@jris.com.cn](mailto:meiken@jris.com.cn)

<http://www.jris.com.cn>

上海市浦東新区世紀大道100号

上海環球金融中心15楼62室

電話: 021-50541677 fax: 021-50546122



日本総研

The Japan Research Institute, Limited グループ

質問:

国外投資について教えてください。

回答

最近中国を起点として国外投資を行うというアイデアを持つ方が増えてきています。今回は国外投資について紹介します。国外投資のよりどころとなる通達としては商務部が公布した《国外投資管理弁法》<sup>1</sup>と国家發展改革委員会が公布した《国外投資プロジェクト認可暫定管理弁法》<sup>2</sup>がありますので、これらについて取りまとめてみました。

## 1. 定義

国外投資 《国外投資管理弁法》	<ul style="list-style-type: none"><li>・ 新設、合併買収等の方式で国外に非金融企業を設立または非金融企業の所有権、マジョリティ、経営管理権などの権益を取得する行為。</li></ul>
国外投資プロジェクト 《国外投資プロジェクト認可暫定管理弁法》	<ul style="list-style-type: none"><li>・ 貨幣、有価証券、現物、知的財産権または技術、持分、再検討の資産及び権益または担保提供を通じて、国外の所有権、経営管理権及びその他関連権益を獲得する活動。</li><li>・ 自社または国外の株式支配している企業または機構を通じて、国外で行う投資（新設、合併買収、資本参加、増資、再投資を含む）プロジェクトの認可に適用される。</li></ul>

国家發展改革委員会は別途《国外投資プロジェクト管理改善の関連問題に関する通知》<sup>3</sup>の中で、国外買収プロジェクト、国外入札プロジェクトについてはどう通知を適用するものとしているが、これら以外は《国外投資プロジェクト認可暫定管理弁法》に従って行われ

<sup>1</sup> 商務部例 2009 年第 5 号：2009 年 3 月 16 日公布、2009 年 5 月 1 日施行

<sup>2</sup> 中華人民共和國国家發展改革委員会令第 21 号

<sup>3</sup> 發改外資[2009]1479 号：2009 年 6 月 8 日公布、同日施行。

るものとしています。

国外買収プロジェクト	国内企業が直接または国外に設立した子会社または株式支配会社を通じて協議、要約等の方式で国外企業の全部または一部の出資持分、資産またはその他権益を買収するプロジェクト。
国外入札プロジェクト	国内企業が直接または国外に設立した子会社または株式支配会社を通じて国外で公開または不公開の競争性入札に参加し、投資を持って国外企業の全部または一部の出資持分、資産またはその他権益を獲得するプロジェクト。

## 2. 申請手順

商務部門が要求する資料の中で、国家関連部門の認可または備案文書というものがあることから、まず発展改革部門が発行する認可または備案文書を取得しておく必要があることがわかります。ここでは中央企業については検証せず、非中央企業に限定して説明していきます。

### (1) 発展改革部門

#### ①審査権限

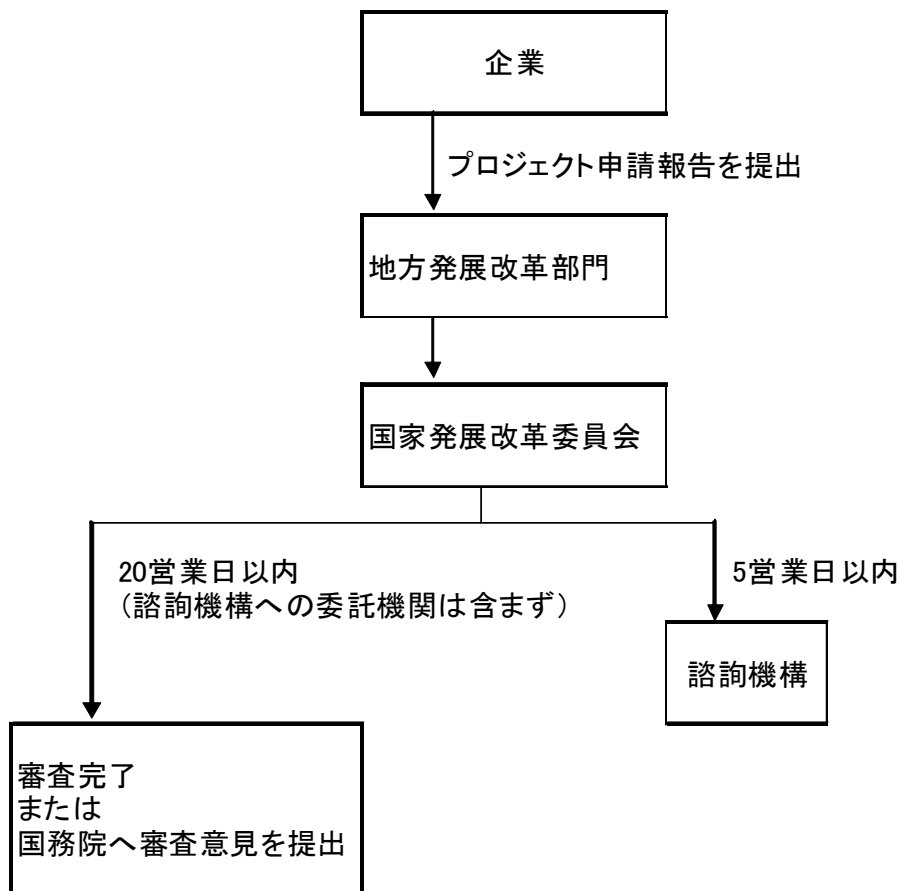
発展改革部門の審査権限は次の通りとなっております。

資源類	多額外貨使用類	認可部門
2億米ドル以上	5000万米ドル以上	国家発展改革委員会審査後国務院が認可
3000万米ドル以上	1000万米ドル以上	国家発展改革委員会が認可
3000万米ドル未満	1000万米ドル未満	地方発展改革部門が認可

台湾及び国交を樹立していない国家への投資プロジェクトについては、金額にかかわらず、国家発展改革委員会が認可または国家発展改革委員会が審査した後に国務院が認可することになっています。

#### ②申請フロー

申請フローは次の通りです。



国家発展改革委員会は、香港・マカオ・台湾向け、及び国交を樹立していない国家、敏感地区への投資プロジェクトについて、関連部門の意見を求める必要があります。関連部門は意見募集を受けてから7営業日以内に国家発展改革委員会に書面意見を提出することとされています。

### ③申請資料

- ・ プロジェクト申請報告
- ・ 董事会決議または関連の出資決議
- ・ 中方及び合作外方の資産、経営及び資本信用状況を証明する文書
- ・ 銀行が発行する融資意向書
- ・ 有価証券、現物、知的財産権または技術、出資持分、債権等の資産権益で出資する場合、資産権益の評価価値または公正価値で出資額を査定。相応資質を有する会計士、資産評価機構等の仲介機構が発行する資産評価報告を提出、またはその他関連資産権益価値を証明する第三者文書を提出しなければならない。
- ・ 合資合作プロジェクトについては、中外方が締結する意向書または枠組み文書

## (2) 商務部門

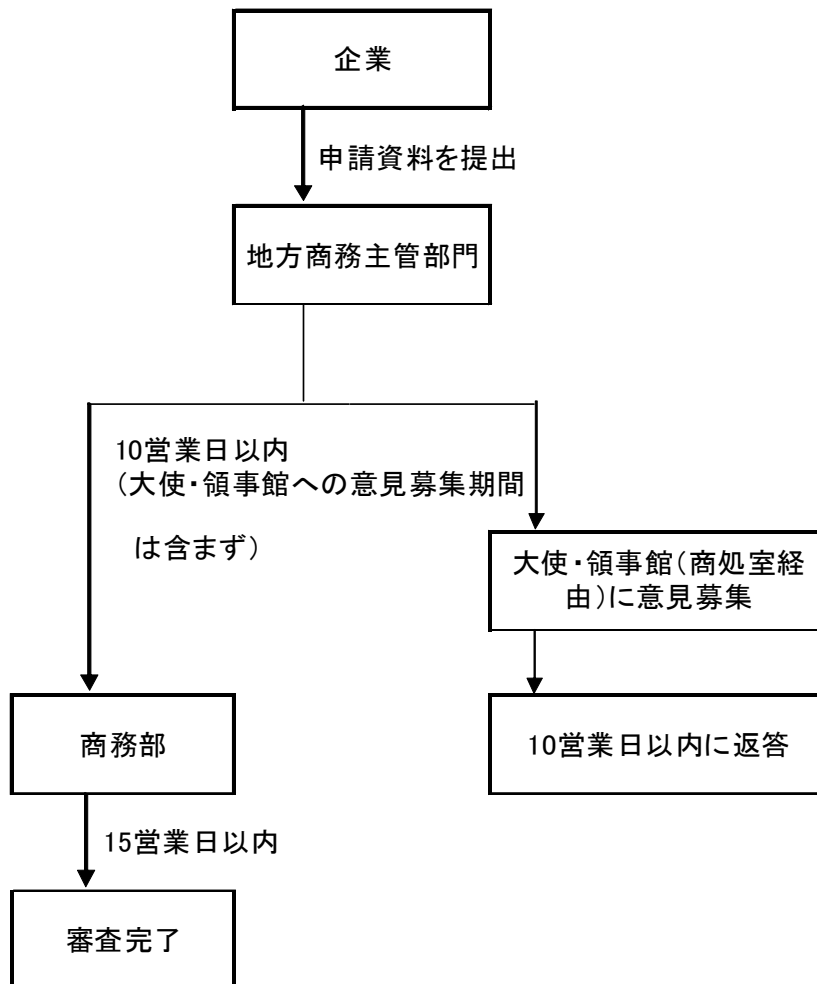
### ① 商務部門における審査権限

A：商務部	B：地方商務部門
① 中国と国交を樹立していない国家への 国外投資 ② 特定国家または地区 <sup>4</sup> の国外投資 ③ 中方投資額が1億米ドル以上の国外投資 ④ 複数国（地区）の利益に関する国外投資 ⑤ 国外の特殊目的会社 <sup>5</sup> の設立	① 中方投資額が1000万米ドル以上1億米 ドル未満の国外投資 ② エネルギー、鉱物類の国外投資 ③ 国内で投資誘致する必要のある国外投資

A及びB②については大使・領事館（商処室経由）に意見募集を行います。その他については状況に応じて大使・領事館（商処室経由）に意見募集を行うことができるものとされております。

②申請フロー

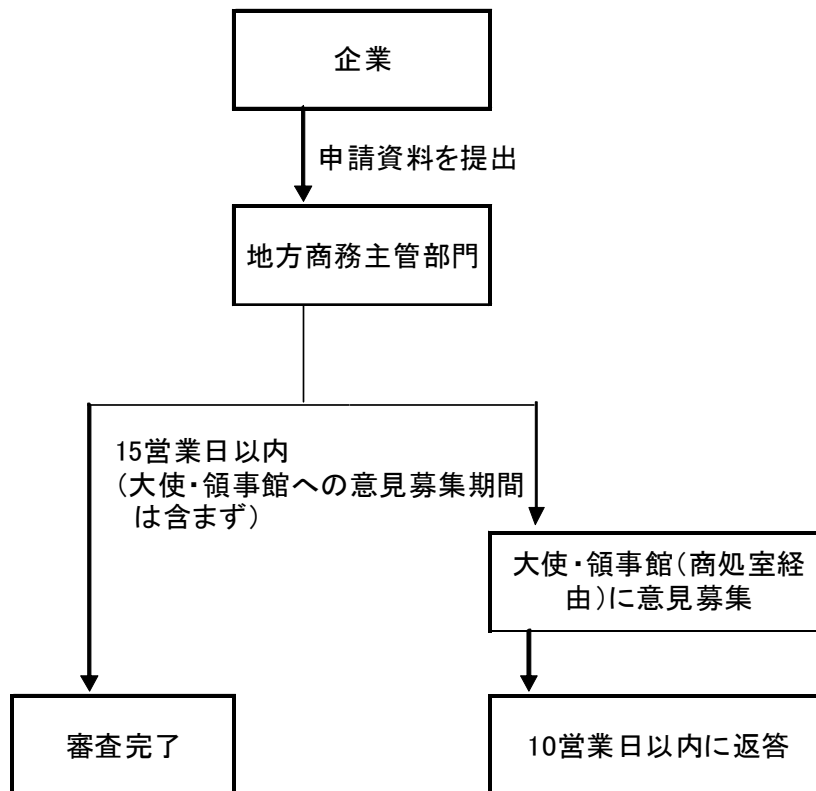
Aに該当するケース



<sup>4</sup> リストについて商務部が外交部等の関連部門と共同して確定するとされております。

<sup>5</sup> 企業がその実際有する国内会社の権益を実現するために国外で上場し直接または間接的に株式支配する国外会社のこと。

Bに該当するケース



A・Bのいずれにも該当しないものについては、省級商務主管部門が提出された《国外投資申請表》を受け取った後、3営業日以内に審査して、《企業国外投資証書》が発行されます。

③申請資料

- ・ 申請書
- ・ 営業許可証コピー
- ・ 国家関連部門の認可または備案文書
- ・ 合併買収類の国外投資の場合《国外合併買収事項前期報告表》
- ・ 主管部門が要求するその他文書

以 上

1. 税制、法律、外貨管理制度等は中国当局により変更されることがございますので参考資料としてご利用ください。
2. 本資料は、作成日時時点で弊社が入手し得る資料及び一般に信頼できると思われる情報源に基づいて作成されたものですが、情報の正確性、完全性につきましては、弊社で保証するものではありません。本資料の内容につきましては、あくまで弊社の意見を示すものに過ぎません。また、本資料の一部または全部を、電子的または機械的な手段を問わず、無断で複製または転送などを行わないようお願いいたします。